

公益社団法人福岡県トラック協会 会員カード利用規程

本規程は、公益社団法人福岡県トラック協会（以下「福ト協」という。）の会員福利厚生事業のため、福ト協定款第5条に定める会員（以下「会員」という。）に対して発行する会員カード（以下「会員カード」という。）の利用に関する事項を定める。

（会員カードの発行）

第1条 会員カードは、会員の経営者及び管理者並びに従業員（会員事業所名の健康保険被保険者証を交付されている者に限る。以下「社員等」という。）と同数を会員からの申込みにより発行する。

2 会員カードの発行手続きは、会員が申込書（様式1）により行うものとする。

（社員等の権利）

第2条 社員等は、福ト協が覚書を締結した施設等（以下「施設等」という。）において優遇措置のサービスを受けることができる。

2 施設等は、別に公表する「会員福利厚生施設一覧」のとおりとする

（社員等の義務等）

第3条 会員及び社員等は次の事項を遵守すること。

- (1) 会員カードは、会員が社員等に貸与し、他人に譲渡又は貸与しないこと。
会員は退職等により社員等でなくなった場合、会員カードを回収し、適切に保管等すること。
- (2) 優遇措置を受ける場合は、会員カードを必ず提示すること。
- (3) 宿泊施設を利用する場合は、必ず利用施設に会員である旨を申告して事前予約すること。
- (4) 会員カードで優遇措置を受けられる者は、会員カード所有者とその二親等以内の親族とする。但し、施設等が定める利用規則等に別の定めがある場合は、この限りではない。
- (5) 施設等を利用するときは、施設等が定める利用規則を遵守し、福ト協及び他の会員への影響を考慮してトラブル等を絶対に起こさないこと。会員又は社員等の責に帰すべき事由により施設等に損害を与えた場合、施設等は会員及び社員等に直接賠償請求するものとする。

（会員カードの失効）

第4条 会員カードは次の場合は、効力を失うものとする。この場合、福ト協の指示に従って直ちに会員カードを返却すること。

- (1) 福ト協の会員資格を喪失したとき。
- (2) 前条の規定に反したとき。

附 則 本規程は、2019年3月25日から実施する。